

## 現代国家の指導理念

### —そのヒューマニズム的考察—

- (一) 問題の提起
- (二) 考察の方法
- (三) 現代国家の諸問題
- (四) 進歩のあり方
- (五) 結論

#### (一) 問題の提起

人類は、その数千年の歴史に於て、幸福追求の手段として常に国家と共に存在して来た。国家なくして人間の幸福はありえなかつたのである。(一人一人ではなく構成員全体として)

そして人類は、ギリシャの都市国家における王制、貴族制、共和制をはじめ、古代ローマ及び東洋諸国の専制君主制、近代における一定の領土と同一の民族、文化を背景とする絶対王制、立憲君主制、更には現代の西欧的正統デモクラシーを受け継ぐ自由国家、マルクシズムの共産圏国家と、幾つかその国家形態を変遷せしめて来た。

然しながら、如何にその国家形態が多かろうとも又人類の歴史が如何に長かろうとも、人間がその歴史と国家に於て実現しようとして来た何ものかが、そこには存在しなくてはならないのである。

その「何もの」かが何であるかについては、有史以来多くの学者が所見をのべ、論争して来た所である。

ヘーゲルが「絶対精神」の、マルクスが「物質」の、夫々弁証法的展開が歴史であるとのべた事は、我々の凡てが知る所である。そして例えば、歴史の観方における、かかるマルクスとヘーゲルの観方の相違は、人間の存在をどの様に認識するかという存在認識のしかたの相違によるものといわねばならない。

所でマルクスの見解によれば、如何なる思想といえどもそれ等は全て歴史の発展段階に付属するものである。このテーゼに従えば、マルクスの思想も又人間の歴史が生み出したものといわねばならない。即ち、マルクス主義は歴史のある時代において生まれた人間存在の認識の仕方にもならない。

かくの如く如何なる思想も歴史に付随して生まれて来るものとすれば、歴史の原動力は、歴史全体を通じて変らぬ永遠のもの——人間存在それ自身にこそ求められねばならぬ。換言すれば、ヒューマンイズムこそその原動力である。然しながら当然の事ではあるが、このヒューマンイズムそれ自身の内面が歴史の発展に従って変容するものである。それ故に、私は次の事柄が、人類の歴史の真理として認められても良いと思う。

即ち、言葉の真の意義での、つまり「人間の拠って立つもの」と解されたときの、ヒューマンイズムこそ人間の歴史の永遠の原動力であり、歴史の発展とはヒューマンイズムの発展に他ならぬという事である。拡大せられたヒューマンイズムこそ人間の歴史の永遠の原動力であり、歴史の発展とはヒューマンイズムの発展に他ならぬという事である。拡大せられたヒューマンイズムこそ常に新しき人類の、従って国家の指導理念なのである。(1)

かくして我々は、人間の歴史をヒューマンイズムの拡大、発展として観る事が可能なのである。

ヒューマンイズムは理性優位観のヘレニズムと同情性優位観に基くヘブライニズムの融合に端を発した。ギリシャ人にとっては人間の知的並びに技芸的な練磨に教養を求め、そしてその教養とは彼等にあつてはおのずから人間精神の自由に通ずるものと考えられたのである。(2) この事は彼等の残した美術品や哲学が我々に示すところである。又キリスト教は神への随順を基礎とする、信、愛、望の三徳に生きる兄弟的平等観が基礎になっている事はいう迄もない。(3) ヘレニズムとヘブライニズムとの融合——ギリシャ哲学、ラテンの法律的精神、ユダヤ・キリスト教神学などが同じるつばに流し込まれ、融合し生じたものは、人間の人格の価値である。(4) ここに人間の尊厳、個人の無限価値観の基礎が生まれたのである。ルネッサンスはその具体的開花に他ならなかった。ここに生まれたヒューマンイズムこそ近代以降の歴史を展開させる根本的基礎なのである。宗教改革はその宗教的な具現であった。フランス革命はその政治的な爆発であった。そして合理主義に基く産業革命はその学問的な成果に他ならない。アンシャン・レジームの崩壊と近代

社会の実現の基礎は、当然ここにも求められねばならぬ。人類の社会発展の原動力は単に経済的に「生産関係と生産力発展の不均衡」によるだけでなく、主体としての人間、マックス・ウェーバーの言う如く人間の意識構造にも求められねばならない。(5)

### (一) 考察の方法

さて、ヒューマニズムの拡大と人間の意識構造が社会発展の大きな要素であるとするれば、現代のヒューマニズムとは何であろうか。この問題は現代国家の指導原理は何であるかという問題と厳密に同一でないにしても、その構成要素の一大側面をなすものである。そこで現代のヒューマニズムは現代国家の指導原理の問題として把握されねばならない。そして現代国家を論ずにあたって、我々は次の事柄を根底に認めねばならない。それは、市民社会の否定的要素の出現と、従ってその基礎たる個人の無限価値観の動揺であろう。(6)

それ故に、現代のヒューマニズムの探究の為には、現代国家の危機の面が考察されるべきである。何故ならば、国家の指導原理は現在の国家における秩序の真の意義を批判する事から見出さるべきであるからである。そしてその批判の仕方は、「国家の下における政治現象が治者と被治者との間に結ばれた権力関係の上に成り立つ(7)」とすれば、当然この権力関係の正統性の追求である。

かくの如き観点にしたがって「個人対国家」・「社会集団若しくは階級対国家」の二問題から出発し、最後に「国家の進歩のあり方」を論じ、之等の問題を通じて、政治意識、政治的自由、パブリック・オピニオン、国家権力の生成行使・分配及び正統性の問題、更に下部構造と上部構造の関係に触れてみたい。

### (二) 現代国家の諸問題

先ず現代における個人と国家の関係はどうであろうか。

この関係に於て先ず認識されねばならない点は、人間の幸福の為に国家社会を構成し、法の定立、執行をなしているという事である。(8) 然るに、個人の幸福と国家の利益とは必ずしも同一のものではない。大東亜戦争遂行という国家の目的によって個人の幸福を阻害された事は我々の体験したところである。個人の幸福と国家の利益の永遠に同一視されないところに国家の宿命があり同時に全体主義国家観の出現する理由も存する。それにも拘らず、国家の存在する所以は、個人が単に唯一人としては存在せず社会的に存在するからに他ならない。それ故にあくまでも国家の目的は個人の幸福の実現にあり、国家にとってその利益と個人の利益を永遠に同一視すべく努力する事も又国家の宿命でなくてはならぬ。この点からすれば国家と個人の関係の正統化の度合によってその国家の進歩の程度を観ていく事が可能なのである。

そこで個人の幸福とは何であるかといえ、それは色々表現されてはいるが、結局のところ、個人の無限価値の開発であり、自由の内容の拡大に他ならない。この様に観るならば、人類の歴史は自由の拡大の歴史ともいえるが、かく観る時、個人の尊厳とその無限価値観に基礎をおく近代デモクラシーは正に個人の幸福と国家の意志とを一致させ得る唯一の政治体制であり、デモクラシーは人類の歴史の不滅の金字塔であるといえるのである。そして又「個人の幸福と国家の意思を一致させ得る」限りに於て、権力の正統性を有するものといわねばならない。

然しながら、現実には政治体制のみが全てを解決するものではなく、人間生活の幸福は常に経済生活のあり方と密接に関連する事はいふ迄もない。古代における経済生活、封建制度下における経済生活、更に現代における経済生活には当然相違がある。従って、ある社会の人間生活は、その社会の経済的機構に不可分の関係にあるといえる。

この観点に立つならば、デモクラシーの下にあつても、社会の経済的發展段階の相違によってその自由の性質は当然変容するものといわねばならぬ。古代ギリシャの民主制にしても、古代ローマの共和制にしても、非常に実質の制限は受けても形の上からは一種のデモクラシーといえるのであろうが、我々は是等を毛頭近代的デモクラシーとして意識しはしない。是等のデモクラシー相互の関係には、やはり古代の奴隷依存経済と近代の原則としてではあるが万人が平等の経済生活を営み得る権利を認める自由経済との経済機構の相違が認められるのである。かくの如く、

自由の性質は経済機構に制約されるが故に、現代の資本主義経済機構のもとでは、自由もそれに附随し制約される自由としての特徴を有するのである。

それならば、資本主義経済機構の下では自由は如何なる特徴を有するであろうか。

務台理作教授は「資本主義的自由と社会主義的自由」<sup>(9)</sup>において資本主義的自由は二つのグループに区別されるとされている。その分類は甚だ妥当なものと思われるのでここに引用させて頂く事にする。

即ちその第一は「企業の自由、競争の自由、契約の自由、財産の自由等これによって商品の生産、交換及び交通の自由が確保され、この上に資本主義社会が繁栄する。即ち商品生産を中心とする資本主義社会に固有の自由である」<sup>(9)</sup>

その第二は「市民的及び個人的権利としての自由である。市民の身体の自由、居住と移転の自由、職業の自由、結婚の自由、通信の自由、裁判を受ける自由、思想と良心の不可侵、信教の自由、言論・出版・集会・結社の自由、教育を受ける権利、労働の権利等である」<sup>(9)</sup>

同教授は、第二のグループの自由は社会主義社会への発展があれば、社会主義にかなうという、一定の条件のもとに社会主義社会にうけつがれるとされ「資本主義的自由は、すべて人間が生れながらにそなえるア・プリオリな自然権に基くものと想定され、それを一層強化する為に歴史と社会の特殊性を超えて普遍化されることになった」とのべられ、更に「しかし自由とは、もとも

と特定の社会の生活様式を表現するものであるから、相対的なものであるのに、之を普遍化し絶対化するのにはあまりである」と論及されている。

然しここに重要な問題が隠されている。つまり思想そのものが、全く普遍化されないものかどうかという問題である。換言すれば、思想は全く下部構造によって規制され固定化してしまうかどうかの問題である。私にとっては、思想はやはり生きものである。常々その内容を変容させていくものと思われる。即ちその社会の成立と共に出来た思想であっても、その社会が良い意味でも悪い意味でも成長していくに従って、思想も又その社会をあるいは発展させ、あるいは規定し、あるいは否定していくものになっていく事である。次にこの事をデモクラシーにおける意識構造の変革からみていく事にする。

主権在民にその根底をおき、立法、司法、行政の三権分立をその体制とし、権力関係の変遷は政治的自由に基くべきとするデモクラシーは、ラスキの言う如く国家理念としては相対的にもせよ最高度に発達したものといわねばならぬ。之に対しマルキシストはデモクラシーの発生はブルジョアジーに都合の良いものとしてであったとする。然しデモクラシーがブルジョアジーのリーダーシップのもとに推し進められたとしてもデモクラシーはいつ迄もブルジョアジーのデモクラシーではないのである。デモクラシーの指導理念による政治体制の下にその国家の国民が統治された時に、初めてプロレタリアートは、デモクラシー下における権力関係に対する自己の存在と

富の地位を意識するのである。換言すれば自由の第二のグループである市民的権利をもつべき自己と、現実の貧困な自己との対比を認識するのである。そして彼等の地位の向上と富の公正な分配を意識するのである。更にデモクラシーは自分達の為にもあるのだと主張するのである。この様にみるならば、思想は既にある意味で普遍化されたのである。そして、この故に意識構造も又社会発展の原動力といわねばならぬ。と同時に一つの社会の中であっても、その政治意識、政治思想はより公平な国家権力の分配に向けて働きかけ、その為に生活様式、行動様式を変容せしめていく事を要求するのである。特に、デモクラシーの国家指導原理としては常に大衆の幸福の為にそれが働きかけ、そして現実の大衆の幸福を排除せんとする面を是正していく方向に向うのである。その際それが政治的な力となって表われる事を、デモクラシーの政治的自由の原理は、他のいかなる政治原理よりも可能にしている。この意味に於てデモクラシーの政治理念は普遍化されうるものといえる。

この様に政治意識の問題を解するならば、我々にとって最も重要な問題は上部構造と下部構造の関係となつてこなければならぬが、それについては(四)で触れる事にし、今は務台教授の指摘せられた自由の二つのグループ、「市民的、個人的権利としての自由」、「商品生産を中心とする資本主義社会に固有の自由」の二つの自由相互の関係を論題とせねばならぬ。

資本主義が何等の修正も聊かの改革も行なわなければ、第一のグループ即ち商品生産を中心と

する自由と第二の市民的権利としての自由の間に軋轢の生ずるのは当然である。そこにはマルクスの表現を借りる迄もなく、より有力な生産手段——資本——をもっている人々の手に富が集中され、多くの人々に対しては「労働の権利」さえも奪われる危険が生ずる。又過去において資本主義がそういう反面をもっていた事は歴史の証明する事実でもある。こういう事になると、第一の自由が拡大すれば第二の自由は縮小するという反比例関係の如きものが生じ、デモクラシーの基礎たる主権在民、最大多数の最大幸福という原則までおかされる危険性を生ずる。何故ならば、民主制国家といえども権力を仲介として支配、被支配関係が現実に存する以上、権力、強制力を握るものが実質的に如何なる利益階層かという事によって、法理論的にその国家の権力がいかに完全なるものであっても、大衆の為、公共の福祉の為の政治が侵蝕される恐れがあるからである。ドイツのワイマール憲法の悲劇とナチスの蹂躪の根本は実にここに存する。

更に現代に於ては、個人の市民的権利、無限価値の追求は社会集団として追求される性格を有する。即ち現代に於ては利益社会の一環として個人が存する。個人の幸福は、その全てではないが、主要の部分を利益社会としてになわされている。現実の社会が利益社会であり、利潤追求と営利主義に基き、而も人間の経済的幸福が社会集団として追求されることになる。何等かの意味で階級的対立は争われない。そして例えば之等の社会集団は、労働、企業、農業等に分類されようが、それ等の各々が政治権力に働きかけ、あるいは直接に政治に対する圧力団体化することも

歴史をみれば明らかである。この事から国家を構成する諸々の社会集団が国家権力の分配に対して如何なる関係にあるかという事が重大な意義を有して来る。

以上「二つの自由」の相互関係から必然的に生ずる問題は次の二つである。

その第一は、国家はこの「二つの自由」の調整的發展を目的としなければならないという事である。

その第二は、国家は、「第一の自由」と「第二の自由」との矛盾が生ずるのはその社会機構に原因があるとの認識により、全く新しい社会を創造すべきであるという事である。

マルキシストは、二十世紀の自由は経済的平等であり、それを実現する為には全く新しい社会を建設せねばならないとし、その為には現在の自由国家の機構は破壊されるべきであり、従ってその自由、例えば政治的自由なども無視さるべきと主張する。

然しこの問題を考察するに我々は慎重でなくてはならない。彼等ということが真理である為には先ず自由国家は他の国家と比しての相対的な経済的平等が絶対には得られない事が証明されねばならないし、その上に社会集団の利益闘争の結果、ある社会集団——階級の利益が国家全体の利益である事が絶対化され、最高の社会だという絶対的認識が必要なのである。

そこで若し第二の方向に国家が進んでいったとき、そこに生まれるものは既に現在のデモクラシーとは異質的なものである。その自由は無論、その社会にふさわしくそれがかなうという条件

における自由である。その様な社会に於ける欠陥は、政治権力を握った官僚の力が絶対化する事であろう。そして国民は権力者の思うままに指導されるものとなるであろう。そこに於て人間の主体性は一定の範囲に釘付けされるものといわねばならぬ。従ってかくの如き欠陥があるに拘らず、国家がその方向に進むかどうかという事は、その国民の大多数の賛同を得なければならぬ。権力の独裁性の危険性をおかして、その社会体制をつくりあげるかどうかという場合に、最も銘記すべき事はかつてのナチスの様に、或は暴力革命の様にその進歩のしかたがブランキイズムによるものであつてはならないという事である。

さて現代自由国家にあつては、第一の自由と第二の自由とが共存しうる為に、又社会集団の利益の調整の為に、民法三原則の修正、労働法、経済法の設立、社会安全保障制度等、生存的自由権の確立に意を払ってきた。

この様に「二つの自由」と諸々の社会集団が存在するとき、M・ウェーバーのいうように政治の進歩の為に、政治が倫理性をもつ事が必要不可欠であり、社会全体が常に倫理的に前進する事が要求されるのである。現代のヒューマニズムの拡大の問題はここにあるといわねばならない。現代民主制国家の重大問題は「二つの自由」を如何に調和させていくかという事或は対立する社会集団の利益を如何に解決するかという事である。(10) 更にブルジョアジーとプロレタリアーととしてではなく等しく市民的権利を有するものとして個人の幸福を充足せしめていく事である。

その場合に修正資本主義をとるか社会主義経済をとるかという事は、政治学と経済学の現在の問題といわねばならぬ。

それではデモクラシーという指導原理に於て下部構造を修正していく場合に、権力の正統性は如何に維持されねばならぬだろうか。この問題は必然的に「個人対国家」、「社会集団若しくは階級対国家」を通じての国家権力の生成行使分配の問題である。この問題についてもデモクラシーは、立法、司法、行政の三権分立という理想的制度を樹立した。間接民主制にあつては、特に何れが国民を代表して何者が権力を行使するかが、キーポイントであるが、民主主義国家では政治圏の二つの類型、政党的政治家と官僚的政治家とによって、前者が国民の意思を代表して立法し、後者がそれによって権力を行使するという形態をとり制度的にはほぼ完全なものとなつたのである。(11) 然し、政党的政治家の属する政治的社会集団たる政党は国民利益の代表者たる事即ちパブリックオピニオンを代表する事によって権力の交代を為し国民意思の正統なる表現を為すものゝあつたが、現今においてはこの政党は国民の世論全体よりも、特殊な社会集団の利益を代表する傾向が強くなってきている。即ち保守的政党は企業者側の主張、進歩的政党は労働者の利益を表す割合が増加したのである。この国民党から階級政党への転化は、パブリックオピニオンそのものが分化尖鋭化した事を示すのであつて、非難すべき事ではない。但し政党の目的が分化してもそれ等は決して国民全体の為の(特定の利益集団の為にすべての権力機構が利されてはなら

ないという意での) 国家という立場を忘れてはならない。この故に現代国家に於ては政党の倫理性の確立が必要である。嘗ての「第三階級こそは全てである」式の「……階級は全てである」の理念のもとに、如何なる全体主義国家に進んでいく事も排除されねばならぬ。あく迄も権力の正統性を期しつつ進歩は行なわれねばならない。その為には少数意思の尊重も重要な事となり又現代の高度に発達せるマスコミユニケーションの倫理性が、パブリックオピニオンの形成に大きな役割を果すことは言う迄もない。

#### (四) 進歩のあり方

最後に言及しなければならないのは、国家の歴史的法則性把握の問題である。現代の史観は、歴史を自己の絶対とする法則にあてはめていくか、或は事実尊重主義かの二つがある。(12) 前者は歴史を巨視的に観ていこうとする傾向が、後者は微視的にみていこうとする傾向が強い。歴史を巨視的にみていくか、微視的にみていくかという事は何れを是とし何れを非とするわけにはいかない。無論完全な歴史発展の法則があれば、それに従えばよいのであるが現実にはそれが無いところに問題があるのである。従って両者の関係は丁度演繹と帰納の如き関係にあるのであって、両者は相補的に互に助けあってより完全な観方の把握に至らねばならないのである。

この事を前提として我々はマルクシズムと対決せねばならぬ。

若しも歴史が、マルクスの言う如く「生産関係は生産力に照応する」という絶対的ドグマの弁証法的展開であり、下部構造である経済が上部構造である政治を絶対的に支配するという事が至上の真理であるならば、歴史に於て先ず共産主義国となるのは、例えばアメリカ、イギリスの如き高度に発展した資本主義国でなくてはならぬ。然るに今日までに高度に発達せる資本主義国が共産主義国になった例は一つと雖もない。一九二九年の世界大恐慌はマルクスの理論からいえば、資本主義国崩壊の年でなければならなかったが、この大恐慌という苦い経験によって資本主義国は益々その経済的諸能力をましたのである。(13) そして我々は次の事柄に注意せねばならない。即ち資本主義国がその試練に打ち克つたのは、それ等の国々がデモクラシーという指導理念によって指導されていたからであるという事である。この事は人類の歴史にとって、極めて重要な示唆であると思われる。即ち下部構造が上部構造を規制する事は真理であるが、上部構造である政治理念も又下部構造を規制するという事である。而も政治理念は下部構造のみによって規制されるのではなく、歴史によって序々に倫理性を拡大させて来た人間の存在概念——ヒューマニズムと私はよびたい——によって規制されるのである。換言すれば、国民の意識構造がその国家の政治理念を決定するのである。マルクスは近代デモクラシーの政治理念はブルジョアジーの指導の下に作られたという。然しその政治理念を決定する意識構造は何等「生産力と生産関係の矛盾」ではなくその国の経済的、文化的、社会的、政治的情况なのである。



的にブランキズムによる進歩といえる事も事実である。共産主義が政治的自由の精神に長い間磨かれて来た、西欧民主制国家において成功していない事も事実である。が、然しそのような意味でのブランキズムによって指導された国家が今日迄四十年間の間存在しその基礎を確固不動のものとした事も事実である。そして地球上の三分の一の地域において、国々が共産体制をとっている事も、事実以外の何ものでもない。之等の事実に対して、一方では政治的自由を基盤としてデモクラシーによって、下部構造を充実し、同時に上部構造を拡大せしめて来た国々——例えばイギリス——も存在する。又アジア、アフリカの諸国の如く、生産力そのものの発展段階からいえば中世的であった国々が、植民地化された事によって近代的な支配体制に服し、同時にナシヨナリズムが芽生え、反撥し、早急に自己の進むべき道——国家体制をとらねばならなくなり、ある国は民主主義的な、ある国は共産主義的な政治体制を整えようとしている国々もある。之等の事実から帰納するならば、我々には国家発展の原動力が「生産力と生産関係との照応及び矛盾」のみによっては決して解決しえないものがある事が解る。

そして甚だ簡明な事ではあるが、歴史の原動力はその国の歴史的、経済的、社会的、文化的、国際的諸条件によるといねばならない。

それ故に、進歩のあり方としては、少くとも、西欧的デモクラシー特に政治的自由の価値及び、それに基づいて国家権力の正統性が承認される国にあっては、ブランキズム、レーニン・スター

リン主義は排されねばならない。

### (五) 結論

かくの如く論じて来るならば、我々にとっては次の事柄が承認される。

人類はデモクラシーという最善の政治原理によって、最高の価値たる自由の確保及び拡大の為に経済機構を改善していく事が可能なのである。

以上、現代に於ける国家の意義について論じて来たつもりであるが、それならば現代国家における国民の意識構造——ヒューマニズムは如何にあるべきと結論されようか。

その理念構造は、単なる人文主義でもなければ、人道主義でもない。

人類の子孫繁栄という普遍的合目的性としての「類的側面」、人格の尊厳と無限価値を有するものとしての「個人」、「利益社会集団」としての「集団若しくは階級的側面」、国家の歴史発展を規定する社会的、経済的、文化的条件としての「種的側面」<sup>(14)</sup> この四者相互の調和に新しきヒューマニズムの理念が求められねばならない。

この新しきヒューマニズムを人間の存在基礎として、国家を序々に発展させていく事こそ人類にとって望ましいのである。

最後に、現実には国家の実質が益々進展する以上、政治学の果す役割は極めて大といわねばなら

デモクラシーの政治理念は、ブルジョアジーだけに働くのではない。その国家の国民の凡ゆる階層に意識として、同等に働くのである。そしてその意識として働きかけた理念が、例えばプロレタリアートなら、プロレタリアートを文化的、経済的向上に向わしめるのである。そして、その具体的な改良が下部構造の改善である。

即ち人類にとっては、上部構造の指導理念によって下部構造を改良し且つ上部構造及びその指導理念を完全化せしめていく事が可能なのである。

さて、高度の民主主義によって指導せられた、資本主義国が共産主義国とならなかったとはいっても、今日地球上の三分の一を共産主義国が占めているという事実は聊かもその価値を減ずるものではない。我々は率直に共産主義国が存在している既成事実をも認めなければならぬ。それでは自由世界と共産世界との間には、政治体制上どのような相違があるのか私はこの両体制間の分析によって、歴史の法則性把握への私の考えを示唆したいのである。

今日、両世界間に於ける政治体制上の最も大きな相違は、国民が政治権力の担当者を自由に交代せしめる権利、即ち政治的自由の有無である。現在確かにソ連に於ては、共産党独裁であり、他党を信ずる事は出来ない。即ちウエーバーの所謂国民の輿論を代表するところの政党的政治家は実質上存在しない。そこには西洋的な三権分立はなく、一党の独裁からなる官僚制国家である。このように言及するならば、共産主義者は常に次のように答える。我々の目的とする自由は二十

世紀的自由、即ち経済的平等であり、それを実現するものは共産党だけなのであると。もしこの事に対して、西欧的デモクラシーの考え方を介在せしめるならば、かくの如き国家体制をとるには、国民の全てが、少くとも大多数が共産主義こそ至上のものであると信じなければならぬ。然るに、一九一七年前におけるロシアは、ツァーリズムによる皇帝と貴族の絶対的専制政治であり、国民の大部分はこの内容の価値は勿論の事、その言葉さえしらなかったのである。そこにあるのは圧倒的な後進性と貧困である。この事は革命前の中国についてもいえる事である。そこにあるものはブルジョアジー対プロレタリアートというよりは、むしろ中世的な専制者対貧民の關係である。このロシアに於て、共産党は、マルクス主義を戦略戦術化したレーニン、スターリン主義にもとづいて、統一戦線、兵士と勤労者と農民のソヴェトを基礎として革命をなしたのである。その背後にあるものは「ソヴェトこそ全てである」という指導理念に他ならない。自己に同質化しない全てのものは否自己と同質のものでも権力関係の争いから革命の敵として殺されたのである。

無論このソヴェト革命が帝政ロシアの非常な搾取から生じた事実である。が、同時にその進歩のしかたが、政治的自由を背景としなかった事も事実である。そして政治的自由を進歩の背景とせぬ以上、革命の指導者がその強力な権力によって之こそ人間の幸福として絶対的なものと、国民に強制しつつ自己を基礎づけた点に於いて、デモクラティックな進歩のあり方に対して相対

ない。その場合の政治学は無論経済学と密接に結合するであろうが、国家の成立の基礎が権力関係であり如何なる体制の国家もそれが絶えず人的に変転する以上、動態経済学に対する動態政治学こそ、その新しい分野でなくてはならぬ。そしてその場合に政治学の根本問題となるのは、ウエーバーの支配、被支配間における考察のように、(15) 権力関係の変転における正統性の問題であると思われる。

註(1) ルネ・グルッセ「新ヒューマニズム」務台理作教授「平和と第三ヒューマニズム」はこの参照となる。尚最近哲学界で、主体の構造分析という面から、人間の存在の仕方、従ってマルクシズムや実存主義が眺められて来た事はこの事に強い示唆となった。

- (2) 高峯一愚氏(都立大教授)「近代における人間の自覚」P 6 参照。
- (3) 同書参照。
- (4) ルネ・グルッセ「前掲書」P 10 参照。
- (5) 例えば「プロテスタンティズムと資本主義の精神」はこのような立場からかかれた。務台理作教授「前掲書」参照。
- (6) 近代国家論、辻清明教授「社会集団の政治機能」P 14 参照。
- (7) 藤原守胤教授「民主主義精神の探究」参照。
- (8) 「中央公論」一九五五年十月号同名論文による。特にP 35 参照。
- (9) マックスウエーバー「職業としての政治」参照。
- (10) この著名な分類もM・ウエーバーによる。
- (11)

- (12) 林健太郎教授「明日への歴史」特にP 48 参照。
- (13) この点について私をはじめて気のついたのは、中村菊男教授の講義によってであった。
- (14) このことについては、例えば高峯一愚氏(前掲書)が参考になるが、特にpp. 227—259 に影響された。
- (15) M・ウエーバー「権力と支配」参照。

昭和三十年十月